

受 領 書

令和7年 4月 22日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

208,863 円

但し、 事務補助員給与4月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当 14,363 円

備考 :

_____  

受領書

令和7年 5月 22日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

215,115 円

但し、 事務補助員給与5月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当+時間外勤務手当 20,615 円

備考 :

受領書

令和7年 6月 20日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

208,863 円

但し、 事務補助員給与6月分 として

| | |
|-------|-----------------|
| 内訳 | |
| 月額 | : 194,500 円 |
| その他手当 | : 通勤手当 14,363 円 |
| 備考 | : |

_____  

受 領 書

令和7年 6月 30日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

233,399 円

但し、事務補助員期末手当及び勤勉手当6月分 として
上記、正に領収いたしました。

 

受領書

令和7年 7月 22日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

208,863 円

但し、事務補助員給与7月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当 14,363 円

備考 :

受 領 書

令和7年 8月 22日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

215,115 円

但し、 事務補助員給与8月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当+時間外勤務手当 20,615 円

備考 :

⑤

受 領 書

令和7年 9月 22日

日本共産党鹿見島市議会議員団 様

208,863 円

但し、 事務補助員給与9月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当 14,363 円

備考 :

受領書

令和7年 10月 22日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

208,863 円

但し、事務補助員給与10月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当 14,363 円

備考 :



受 領 書

令和7年 11月 21日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

213,552 円

但し、 事務補助員給与11月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当+時間外勤務手当 19,052 円

備考 :

受 領 書

令和7年 12月 12日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

233,399 円

但し、事務補助員期末手当及び勤勉手当12月分として
上記、正に領収いたしました。

 

受 領 書

令和7年 12月 23日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

208,863 円

但し、事務補助員給与12月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当 14,363 円

備考 :

受領書

令和8年 1月 22日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

208,863 円

但し、 事務補助員給与1月分 として

内訳

月額 : 194,500 円

その他手当 : 通勤手当 14,363 円

備考 :

受領書

令和8年 2月 20日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

190,335 円

但し、事務補助員給与2月分 として

内訳

| | | | |
|-------|---|---------|----------|
| 月額 | : | 194,500 | 円 |
| その他手当 | : | 通勤手当 | 14,363 円 |
| 備考 | : | 給与減額分 | 18,528 円 |

受 領 書

令和8年 3月 19日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

187,826 円

但し、事務補助員給与3月分 として

内 訳

月額 : 206,700 円

その他手当 : 通勤手当 14,363 円

備考 : 給与減額分 33,237 円

_____  

戻 入 書
受 領

令和8年 4月 22日

日本共産党鹿児島市議会議員団 様

28,313 円

但し、 3月分減額 として

内訳

月額 : 円

その他手当 : 円

備考 : 3月分の減額 (戻入)

納入告知書 納付書 領収証書

厚生保険

国庫金



取振行名
厚生労働省年金局（鹿児島北）

取振行番号
00065667

年金特別会計 厚生労働省所管
0343 6118

納付目的
令和7年4月分

納付期限
令和7年6月2日

健康保険料
21420円

厚生年金保険料
32940円

業務勘定
子ども・子育て支出金
648円

事業所番号
30ニルヨ 05431

納付番号
00500122581090002521066256

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店、兼入代理店又は日本年金機構

鹿児島北年金事務所

 届期前に送付されなかったときは、健康保険料を要します。
 健康保険法第101条、同法第109条、厚生年金保険法第87条、
 同法第101条の4、元以て子育て支出金（第1号）
 非納付の元金の納付は、元未に充て、次いで健康保険料に充てる。
 兼入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

証券受領
全部 一部

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て支出金
令和7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

上記の合計額を領収しました。
 (印) 鹿児島銀行
 7.5.29
 鹿児島市役所
 (納付者渡し)

892-0816 鹿児島市 山下町
111-1
日本共産党鹿児島市議会議員団
2643 30-ニルヨ 05431 090704
様

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはおこないません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

合計額 55,008円 内
 事業主負担分 27,828円
 個人負担分 27,180円

納入告知書 納付書*領収証書

厚生労働省 厚生保険

国庫金

| | | |
|--|---|--|
| 納付目的 令和 7 年度 健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て支出 | 納付金額 令和 7 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 | 取振行名 厚生労働省年金局 (鹿児島北) |
| 納付月 令和 7 年 5 月分 | 年度 7 | 取振行番号 00065667 |
| 納付期限 令和 7 年 6 月 30 日 迄の と納付して ください。 | 健康保険料 21420 円 | 厚生年金助定 32940 円 |
| 事業所番号 302103 | 事業所番号 05431 | 子ども・子育て支出 648 円 |
| 取振口座番号 005001225810900004256524843 | 納付番号 05431 | 証券受領 全部 |
| 納付場所 鹿児島北 日本銀行本店、支店、代理店、兼入代理店又は日本年金機構 鹿児島北 年金事務所 | 合計 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 5 0 0 8 | 厚生労働省所管 年金特別会計 |
| <p>※年金の 計算方法 は別紙 に 記載 あり ます。</p> <p>※健康 保険 料は 所得 割 率 に 基 き て 算 出 さ れ て ま す。</p> <p>※厚生 年金 保 険 料 は 所 得 割 率 に 基 き て 算 出 さ れ て ま す。</p> <p>※子ども 子育て 支出は 所得 割 率 に 基 き て 算 出 さ れ て ま す。</p> | <p>上記の合計額を領収しました。 (領収書は別紙を参照)</p> <p>鹿児島銀行 7.6.25 鹿児島市役所① (納付者様へ)</p> | <p>892-0816 鹿児島市 山下町 11-1</p> <p>日本共産党鹿児島市議会議員団 2643 30-2103 05431 090705</p> <p>様</p> |

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の窓口がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

合計額 55,008円 内
事業主負担分 27,828円
個人負担分 27,180円

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名
鹿児島労働局

※取扱庁番号
00075661

徴収納定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計 0847

厚生労働省
所管 6118

※令和 年度

| | | | | | | |
|----------------|-------|----------|------------------|-------------|-----|----------|
| 労働 保険 番号 | 都道府県 | 所管 管轄 | 基 幹 番 号 | 枝 番 号 | ※CD | ※証券受領 |
| | 46101 | 025747 | -000 | | | 全額 一部 |

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴収年度(元号:令和は9)

令和 - 年
令和 - 年

納付の目的

1. 年度
概算 期

2. 令和 年度
確定

※収納区分 62

※課税区分

※内証券受領
円

(住所) 〒892-0816
鹿児島市
山下町1-1

(氏名) 日本共産党鹿児島市議会
議員団

46 1 01 025747-000

| | | | | | | |
|---|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内 | 労働 保険料 | 十 億 | 千 百 | 十 万 | 千 百 | 十 円 |
| | | | | 60888 | | 円 |
| 取 | 一般 拠出金 | 十 億 | 千 百 | 十 万 | 千 百 | 十 円 |
| | | | | 57 | | 円 |
| | 納付額 (合計額) | 十 億 | 千 百 | 十 万 | 千 百 | 十 円 |
| | | | | 60945 | | 円 |

あて先
〒892-8535
鹿児島市山下町13-21
鹿児島合同庁舎2階
鹿児島労働局

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

出納
鹿児島銀行
7. 6. 27
鹿児島市役所①
(納付者様)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生保険

国庫金

| | | | | | |
|---|--------------------------------------|---------------------------------------|--|---|--|
| 納付年月日 令和 7 年 7 月分 | 納付期限 令和 7 年 9 月 1 日 | 納付金額 令和 7 年 8 月 21 日 | 健康保険料 26180 円 | 厚生年金保険料 40260 円 | 養老勤定 子ども・子育て奨励金 792 円 |
| 年度 7 | 年金特別会計 0343 | 厚生労働省所管 6118 | 取柄行番号 00065667 | 取柄行名 厚生労働省年金局(鹿児島北) | 取柄行名 厚生労働省年金局(鹿児島北) |
| 事業所整理記号 30ニロ | 事業所番号 05431 | うち証券受領 005001225810900007632602471 | 証券受領 一部 | 合計額 千 百 十 千 百 十 千 百 十 円 67,232 | 納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て奨励金 令和 7 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 |
| 納付場所 鹿児島北 鹿児島市山下町 892-0816 11-1 | 年金事務所 鹿児島市山下町 892-0816 11-1 | 納入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 | 日本共産党鹿児島市議会議員団 2643 30-ニロヨ 05431 090707 | 出納 鹿児島銀行 7.8.25 鹿児島市役所① (納付書様式) | 上記の合計額を領収しました。 |

本令事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員はこの領収証書に印紙を貼付することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

合計額 67,232円 内
事業主負担分 34,012円
個人負担分 33,220円

納入告知書 納付書 領収証書

厚生保険

国庫金

| | |
|--|--|
| 納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て給付金 | 納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て給付金 |
| 令和7年度 厚生労働省所管 年金特別会計 | 令和7年度 厚生労働省所管 年金特別会計 |
| 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、導入代理店又は日本年金機構 鹿児島県 鹿儿岛市 山下町 892-0816 11-1 | 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、導入代理店又は日本年金機構 鹿児島県 鹿儿岛市 山下町 892-0816 11-1 |
| 事業所番号 05431 取納機関番号 005001225810900009671563770 | 事業所番号 05431 取納機関番号 005001225810900009671563770 |
| 健康保険料 26180円 | 健康保険料 26180円 |
| 厚生年金保険料 40260円 | 厚生年金保険料 40260円 |
| 子ども子育て給付金 792円 | 子ども子育て給付金 792円 |
| 合計額 67,232円 | 合計額 67,232円 |
| 事業主負担分 34,012円 | 事業主負担分 34,012円 |
| 個人負担分 33,220円 | 個人負担分 33,220円 |

令和7年 8月分 納付期限 令和7年 9月30日 右記の期日までに納付してください。

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により前払いの請求を行うことはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

出納
鹿児島銀行
鹿児島市役所
7.9.22

日本共産党鹿児島市議会議員団
2643 30-2113 05431 090708

厚生労働省年金局事業管理課長

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)

翌年度5月1日以降現年度納入組入

納入告知書 納付書*領収証書

厚生保険

国庫金



取集行名
厚生労働省年金局 (鹿児島北)

取集行番号
00065667

年金特別会計 厚生労働省所管
7 0343 6118

納付目的
令和 7年
10月分

納付期限
令和 7年
12月 1日 右記の上記
納付して
ください。

令和 7年
11月 19日

健康助定
健康保険料
26180円

厚生年金助定
厚生年金保険料
40260円

業務税金
子ども・子育て給付金
792円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども子育て給付金

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構
鹿児島北
年金事務所
口座振替
口座番号 30-1103
納付番号 05431
口座振替
口座番号 005001225810900013443649630

証券受領
全部
一部

合計額
千 百 十 千 百 十 千 百 十 円
6 7 2 3 2

令和 7年度
厚生労働省所管
年金特別会計

892-0816 鹿児島市 山下町
11-1

日本共産党鹿児島市議員団
2643 30-2103 05431 090710

厚生労働省年金局事業管理課長

口座振替
口座番号 30-1103
納付番号 05431
口座振替
口座番号 005001225810900013443649630

上記の合計額を納付しました。

鹿児島銀行
7.11.25
鹿児島市役所

型年度5月1日以降現年度歳入組入
(納付者被し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がごの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書 (納付書) は Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

合計額 67,232円 内
事業主負担分 34,012円
個人負担分 33,220円

納入告知書 納付書 領収証書

国庫金

厚生保険

| | | | | | | |
|--|--|---|------------------|---|--|------------------------|
| 納付月 令和 7 年 11 月分 | 納付期限 令和 8 年 1 月 5 日 令和 7 年 12 月 18 日 | 年度 7 | 年金特別会計 0343 | 厚生労働省所管 6118 | 取扱い番号 00065667 | 取扱い名 厚生労働省年金局(鹿児島北) |
| 健康保険料 26180 円 | 健康保険料 26180 円 | 厚生年金料 40260 円 | 厚生年金料 40260 円 | 業務助定 子ども・子育て拠出金 792 円 | 納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 7 年度 厚生労働省所管 年金特別会計 | |
| 事業所番号 30-2113 | 事業所番号 05431 | うち証券受領 005001225810900015346238929 | 証券受領 全部 | 合計額 千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 2 3 2 | | |
| 納付場所 鹿児島北 鹿児島市山下町 1-1-1 | 年金事務所 鹿児島市山下町 1-1-1 | 上記の合計額を領収しました。 (領収日付等) 鹿児島銀行 出納 7.12.23 鹿児島市役所⑥ (領付番秘7) | | | | |
| 厚生労働省年金局 事業管理課長 日本共産党鹿児島市議会議員団 2643 30-2113 05431 090711 様 | | | | | | |

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により預取することはありません。この納入告知書(領付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

合計額 67,232円 内
 事業主負担分 34,012円
 個人負担分 33,220円

納入告知書 納付書 領収証書

厚生保険

国庫金



取振行名 厚生労働省年金局 (鹿児島北)

取振行番号 00065667

7 0343 6118

納付年月日 令和7年12月2日
 納付期限 令和8年1月22日

健康保険料 53907円
 健康増進料 円

厚生年金勤定 82899円
 厚生年金保険料 円

業務勘定 子ども・子育て支出金 1630円

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て支出金

事業所整理記号 30ニルヨ
 取納期番号 005001225810900017172936167
 事業所番号 05431
 納付番号
 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、兼入(代理店又は日本年金機構)

証券受領 全部 一部
 合計額 千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円
 1 3 8 4 3 6

令和7年度 厚生労働省所管 年金特別会計

892-0816 鹿児島市 山下町 11-1
 日本共産党鹿児島市議会議員団 2643 30-ニルヨ 05431 090712 様
 鹿児島県 鹿児島市 鹿児島市役所 (納付書控え)
 8.1.29
 上記の合計額を領収しました。(領収日付等)

合計額 138,436円 内
 事業主負担分 70,033円
 個人負担分 68,403円

翌年度5月1日以降翌年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生労働省 厚生労働省年金局 (鹿児島北)

国庫金

厚生労働省年金局 (鹿児島北)

00065667

取扱い番号

00065667

厚生労働省所管

6118

7

0343

7

00065667

00065667

00065667

00065667

00065667

00065667

00065667

00065667

00065667

00065667

納付目的
令和 8 年 1 月分

納付期限
令和 8 年 3 月 2 日
右記の期日までに納付してください。

健康保険料
26180 円

厚生年金料
40260 円

養老勤定
子ども・子育て拠出金
792 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども子育て拠出金
令和 7 年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所管理記号 30ニルE
取扱い番号 005001225810900019031773718
事業所番号 05431
納付番号
うち証券受領
証券受領
全部
一部

合計額
千 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円
6 7 2 3 2

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
鹿児島北
年金事務所
延滞金の滞り内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
滞り方法 (国民健康保険法第181条、同法第199条、厚生年金保険法第87条、同法第177条の14、子ども・子育て支給法第71条)
滞りの発生の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

892-0816 鹿児島市 山下町
11-1
日本共産党鹿児島市議会議員団
2643 30-ニルE 05431 090801

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出納
鹿児島銀行
8. 2. 27
鹿児島市役所

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書 (納付書) は Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

合計額 67,232円 内
事業主負担分 34,012円
個人負担分 33,220円

納入告知書 納付書* 領収証書

厚生年金 国庫金 厚生保険

| | | | |
|---|---|-------------------------|--|
| 納付 目的 年月 | 令和 8年 2月分 | 納付 期限 | 令和 8年 3月31日 左記の 日までに 納付して ください。 |
| 事業所 番号 | 0343 | 健康 保険 料 | 26180 円 |
| 健康 保険 料 | 6118 | 厚生 年金 保険 料 | 40260 円 |
| 年金 特別 会計 | 00065667 | 子ども・ 子育て 給付金 | 792 円 |
| 年度 | 7 | 厚生 年金 拠 出 金 | 792 円 |
| 取 扱 行 名 | 厚生労働省年金局 (鹿児島北) | | |
| 取 扱 行 番 号 | 00065667 | | |
| 事業所 管理 番号 | 05431 | うち 証券 受 領 | 証券受領 全部 |
| 収 納 期 間 番 号 | 30ニルヨ | 納 付 番 号 | 11-1 |
| 収 納 期 間 番 号 | 005001225810900021050503513 | 確 認 番 号 | 892-0816 鹿児島市 山下町 |
| 納 付 場 所 | 日本銀行本店、支店、代理店、輸入代理店又は日本年金機構 鹿児島北 年金事務所 鹿児島市 所 納付書 引当方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第57条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の完了の順序は、元金に充て、次いで延滞金に充てる。 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 | | |
| 納 付 目 的 | 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て給付金 | | |
| 納 付 年 度 | 令和 7年度 | | |
| 厚 生 労 働 省 所 管 年 金 特 別 会 計 | 合計額 千 百 十 万 千 百 十 円 67 232 円 | | |
| 上記の合計額を領収しました。 | (領収印付券) 山納 鹿児島銀行 鹿児島市役所① 8. 3. 23 (納付済) | | |

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の窓口がこの領収証書により制限することはありません
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

合計額 67,232円 内
 事業主負担分 34,012円
 個人負担分 33,220円

納入告知書 納付書*領収証書

厚生年金 国庫金 厚生保険

取扱い行名 厚生労働省年金局 (鹿児島北)



納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て関連給付金
令和8年度 厚生労働省所管年金特別会計

納付年月 令和8年3月分
納付期限 令和8年4月30日
納付場所 鹿児島北

健康保険料 30610円
厚生年金保険料 47580円
子ども・子育て関連給付金 936円

事業所番号 05431
事業所番号 05431
口座番号 122681090000
口座番号 0603360362

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
鹿児島北 年金事務所

合計額 79,126円内
事業主負担分 40,031円
個人負担分 39,095円

8 0343 6118 00065667

892-0816 鹿児島市 山下町 11-1
日本共産党鹿児島市議会議員団 2643 30-2113 05431 090803

出納 鹿児島銀行 8.4.23 鹿児島市役所

令和8年3月分 令和8年4月30日 令和8年4月20日

令和8年4月20日 右記のとおり納付していただきます。

年金事務所窓口に以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはおけません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

厚生労働省年金局事業管理課長 様

~~振込金受取書~~
振込受付書 (兼振込手数料受取書)

お願い 午後2時 までにお持ちください。

毎度ありがとうございます。
今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

お振込方法 電信振

●お振込金受入区分が「現金・当座小切手等」のときは、本書を「振込金受取書(兼振込手数料受取書)」として取扱わせていただきます。
●お振込金受入区分が「預金払戻請求書」のときは、本書を「振込受付書(兼振込手数料受取書)」として取扱わせていただきます。

| | | | | |
|------------------|-------------------|-------------------------------------|---------|----|
| 二 依頼日 | 年 月 日 20251118 | | | 支店 |
| お 振 込 先 | 預金種目 | 口座番号 | 金額 | 支店 |
| | おなまえ | | ¥ 8,410 | |
| 二 依 頼 人 | フリガナ | ザイカゴシマケンミンソウコウケンセンター リジチヨウ マキシミカンロウ | | |
| | 電話 | ニホンキヨウサントウカゴシマシキカイギンダン | | |
| | おなまえ | 日本共産党鹿児島市議会議員団 様 | | |
| お し る | 鹿児島市山下町11-1 | | | |

| | |
|----------------|--------------------|
| 振込金 受入区分 | 現金・小切手等 預金払戻請求書 |
| 消費税込手数料(10%対象) | |
| ¥ 660 | |
| 内消費税 | |
| ¥ 60 | |

鹿児島銀行
登録番号 T7340001000826

支店



【留意事項】

- 振込先銀行へは、お受取人名のほか、預金種目、口座番号が不明の場合には、住所または電話番号を通知します。
- 電信扱いの場合には、受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない理由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがあっても当行は責任を負いません。
- この取引には、当行の振込規定が適用されるものとします。規定は、当行ホームページに掲載しています。

定期健康診断、胸部X線料の振込み手数料